

社会福祉法人 宏仁会
業務執行理事報酬規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人 宏仁会（以下「本会」という。）の業務執行理事の報酬等に関し必要な事項を定めるものとする。

(報 酬)

第2条 常勤の業務執行理事の報酬は、別表1に基づき、職務、経験等を勘案し、評議員会の決議により定めた号給の月額に、社会福祉法人宏仁会職員給与規程（以下、「給与規程」とする）に定める各種手当のうち、役職手当、通勤手当、住宅手当、賞与を加算した額を支給する。

2 非常勤の業務執行理事には、月額報酬として50,000円を支給する。

3 報酬については、社会福祉法人宏仁会職員給与規程（以下、「給与規程」という）第3条及び、第4条、第5条の規定を準用する。

4 報酬については、予算の範囲内で、評議員会の決議により定める。

(費用弁償)

第3条 費用の弁償は、職務のため旅行する場合の旅費とする。

2 費用弁償の種類、額、支給方法については、社会福祉法人宏仁会役員等旅費支給規程を適用する。

(退職金)

第4条 常勤の業務執行理事が退職又は死亡退職した場合は、給与規程第26条を準用し退職金を支給する。

2 退職金の額は、予算の範囲内で、評議員会の決議により定める。

(公表)

第5条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給基準として公表するものとする。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補足)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が定める。

附 則

1 この規程は、平成29年9月23日に制定し、平成29年6月17日に遡って施行する。

2 この規程の制定に伴い、社会福祉法人宏仁会常勤役員報酬規程は廃止する。

別表(1)

業務執行理事(常勤)の報酬

役職 A 相当	月 額	役職 A 相当	月 額
1号給	213,600円	31号給	262,000円
2号給	215,400円	32号給	263,200円
3号給	217,200円	33号給	264,400円
4号給	219,000円	34号給	265,600円
5号給	220,800円	35号給	266,800円
6号給	222,600円	36号給	268,000円
7号給	224,400円	37号給	269,200円
8号給	226,200円	38号給	270,200円
9号給	228,000円	39号給	271,200円
10号給	229,800円	40号給	272,200円
11号給	231,600円	41号給	273,200円
12号給	233,400円	42号給	274,200円
13号給	235,200円	43号給	275,200円
14号給	237,000円	44号給	276,200円
15号給	238,600円	45号給	277,200円
16号給	240,200円	46号給	278,200円
17号給	241,800円		
18号給	243,400円		
19号給	245,000円		
20号給	246,600円		
21号給	248,200円		
22号給	249,800円		
23号給	251,200円		
24号給	252,600円		
25号給	254,000円		
26号給	255,400円		
27号給	256,800円		
28号給	258,200円		
29号給	259,600円		
30号給	260,800円		